

現 場 説 明 書 追 加 事 項

工事名 市道北長瀬表町野田線植栽工事

工 種	種 別	説 明 事 項
	技術者の適正配置	1. 請負代金額 4,500万円以上の工事については、主任技術者又は監理技術者は専任とする。ただし、当初契約時における「請負代金額」は「許容価格」と読み替えて適用する。 2. 専任となる期間は、工事着手日から工事検査日までとし、修補等の指示を受けた場合は修補完了日までとする。 なお、この期間における技術者の変更は基本的に認めない。ただし、病気・退職等やむを得ない特別な事情がある場合は、この限りではない。この場合、変更となる事由を書面にて本市に申し出、承認を得ること。
	施工時間帯	1. 本工事の施工時間帯は昼間施工（8:00～17:00）で考えているが、関係機関との協議により、これにより難しい場合は監督員と協議すること。

工 種	種 別	説 明 事 項													
一般事項	建設副産物	本工事から発生する特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材）及び産業廃棄物は、下記の再資源化施設に搬入するものとし、その再資源化等費（処分費。なお、岡山県内で処理する場合には産業廃棄物処理税相当額、又は、産業廃棄物の処理に係る税の条例が施行されている他の県で処理する場合には各県の産業廃棄物の処理に係る税相当額を含む。）については、見積単価を採用している。なお、運搬に先だち受入条件等を確認し、監督員に報告するものとする。 また、下記再資源化施設については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。但し、現場条件や数量の変更等、受注者の責によらない事項についてはこの限りではない。													
		特定建設資材廃棄物（建設リサイクル法）													
		<table><tr><th>種 別</th><th>処理場所</th><th>処理施設名</th><th>片道運搬距離</th><th>備 考</th></tr><tr><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr></table>	種 別	処理場所	処理施設名	片道運搬距離	備 考	—	—	—	—	—			
		種 別	処理場所	処理施設名	片道運搬距離	備 考									
		—	—	—	—	—									
産業廃棄物（建設廃棄物処理指針）															
<table><tr><th>種 別</th><th>処理場所</th><th>処理施設名</th><th>片道運搬距離</th><th>備 考</th></tr><tr><td>伐木材</td><td>岡山市東区九幡地内</td><td>（株）花島建設</td><td>L=17.7km</td><td></td></tr><tr><td>伐根材</td><td>岡山市北区上高田地内</td><td>日本農工社</td><td>L=21.0km</td><td></td></tr></table>	種 別	処理場所	処理施設名	片道運搬距離	備 考	伐木材	岡山市東区九幡地内	（株）花島建設	L=17.7km		伐根材	岡山市北区上高田地内	日本農工社	L=21.0km	
種 別	処理場所	処理施設名	片道運搬距離	備 考											
伐木材	岡山市東区九幡地内	（株）花島建設	L=17.7km												
伐根材	岡山市北区上高田地内	日本農工社	L=21.0km												
1. 受入条件については、下記のとおりとする。 1) 受入時間帯は、平日の8:00～17:00を予定している。 2) ゴミ等を混入させないこと。															

工 種	種 別	説 明 事 項
一般事項	変更後請負代金額の算出	1. 請負代金額に変更があった場合の変更後請負代金額の算出は、次の式による。 $\text{変更後請負代金額} = (\text{変更後設計金額(税抜)} \times \frac{\text{当初請負代金額(税込)}}{\text{当初設計金額(税込)}}) \times (1 + \text{消費税率})$ 上記の算定式で、括弧内の計算の結果、10,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。
	隣接工事	別途発注予定工事、道路占用工事等と隣接することとなった場合は、施工時の交通処理に当たっては、相互の連絡調整等を密にし円滑な交通処理に努めること。
	交通規制	本工事において、極力交通規制が伴わない工法又は、交通規制の期間が短縮される方法について検討し監督員に提出すること。
	その他	1. 工事の実施に当たっては、道路交通法第77条の規定に基づく所轄警察署長の許可を事前に受け一般交通に対する支障を最小限にとどめるものとする。 2. 現道の交通処理については、万全を期するものとする。また、工事中一般交通等に支障を及ぼさないように安全確保に努めること。 3. 公安委員会や地元との協議等に伴う要望事項については、監督員に報告すること。 4. 工事期間中、沿道住民等の第三者により苦情、又は意見があった場合は丁寧に対応し直ちに監督員に報告するとともに適切な処置を講じなければならない。 5. 工事中の一般交通開放区間の路面状況については、常時点検を行い特に注意を払い、万一凹凸等が生じた時は速やかに監督員に連絡し、対策を講じるものとする。 6. 施工に際し、現道の路面を損傷あるいは汚損しないようにすること。尚、路面汚損防止対策が必要な場合は、監督員と協議すること。 7. 現地の状況により既設構造物施設等の取壊し、復旧及び移設等の必要が生じた場合は、監督員と協議すること。 8. 残土等の搬出に際し、公道等の路面汚濁防止に努め、舗装等の補修が必要となった場合は、監督員と協議すること。 9. 本工事箇所は、とくに生活環境を保全する必要がある地域であるので施工に当たっては低騒音型、低振動型建設機械指定要領に基づき指定されている建設機械を使用するものとする。
施工一般	一般事項	1. 施工中の民地への通路は確保するものとし、形態等については別途監督職員と協議すること。

工 種	種 別	説 明 事 項
仮設工	一般事項	1. 仮設の施工に当たっては関係法令要綱、指針及び現地条件を勘案のうえ、一般交通・沿道物件並びに工事の安全を十分考慮して施工しなければならない。
	交通誘導警備員等	1. 交通誘導警備員を下記の通り見込んでいる。 交通誘導警備員B（昼間交替要員無し） 12人 なお、配置場所等については、監督員と協議すること。

工 種	種 別	説 明 事 項
道路附属施設工	道路植栽工	1. 道路植栽の施工に当たっては、監督員と協議すること。 2. 施肥を施工する前には、土壌調査（PH）を行い、その資料をもって監督員の承諾を得ること。 3. 農薬（殺虫剤・殺菌剤）の使用にあたっては、農薬取締法、農薬関連法規はもとより、メーカー等で定める使用上の安全基準を遵守するものとする。 4. 出来形管理については、街路樹管理台帳に準じてよい。但し、現場と管理台帳に相違が生じた場合は、速やかに監督員の承諾を受け修正するものとする。 5. 新植等がある場合については、別紙様式により提出すること。 6. 作業に当たっては、「道路植樹管理の手引き」（昭和５９年１月中国地方建設局発行）及び「街路樹に関する基本方針」（昭和６０年２月街路樹協会発行）を参考として施工すること。

工 種	種 別	説 明 事 項
共通仮設費	事業損失防止施設費	家屋調査は見込んでいないが、現地の状況により必要が生じた場合は監督員と協議すること。
	役務費	1. 本工事の水道管の分岐負担金は見込んでいない。 2. 本工事において、借地は見込んでいないが必要となった場合は監督員と協議すること。 3. 下水道使用料、水道基本料、分岐負担金等は見込んでいないが現地の状況により必要が生じた場合は監督員と協議すること。
	技術管理費	1. 受注者は当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査、諸経費動向調査、施工合理化調査及び施工形態動向調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をする事。 工期経過後においても同様とする。経過後においても同様とする。
	安全費	架空線及び架空電線の防護措置について ・ 架空線及び架空電線の防護措置に係る費用は計上していないが、契約後、発注者、受注者及びN T T又は中国電力の協議により必要となった場合は、設計変更の対象とする。 ・ 防護措置に係る協議等について、N T T又は中国電力への依頼は受注者が行うこととする。また、協議は、受注者の施工計画書作成段階において行うこととする。

工 種	種 別	説 明 事 項
その他	支障物件	1. 支障物件の撤去・移設については施工時期等、監督員と協議すること。 2. 施工に当たっては各占用物件管理者の立会を求めて埋設位置等の確認を行うとともに、施工に際しては、保安に必要な措置を講じて施工するものとする。なお、保安上必要な措置については、別途監督員と協議（指示）すること。
	占用物件	本工事区間に埋設されている占用物件の占用者と十分調整を行いながら施工すること。なお、試掘が必要な場合は、監督員と協議すること。